

山口県環境保健センターにおける競争的資金等の管理・監査に関する基本方針

趣旨

この方針は、山口県環境保健センター（以下「センター」という。）が他の地方衛生研究所と連携して、試験・研究を進めるため競争的資金等で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用、円滑な運営及び適正な管理を図るため、必要な事項を定める。

第1節 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、センター内外に公表する。

1 最高管理責任者

最高管理責任者は所長とする。最高責任者は、センター全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

2 統合管理責任者

統合管理責任者は次長とする。統合管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、センター全体を統括する指導責任と権限を持つ。また、本基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は保健科学部長及び環境科学部長とする。コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導して、その実施状況を統括管理責任者に報告する。また、コンプライアンス推進副責任者は、保健科学部副部長及び環境科学部副部長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し競争的資金等の運営・管理について構成員への指導を行う。

4 センター内の責任体系の公開

山口県環境保健センターホームページにおいて、センター内の責任体系を公開する。

第2節 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。

1 研究費の取扱い

競争的資金等に係る取扱いについては、この方針に定めるもののほか、山口県環境保健センターにおける競争的資金等の運営及び管理に関する要綱、その他関係する法令等に従い適正に業務執行するものとする。

2 行動規範

研究者及び事務職員は競争的資金等を取扱う上で以下の点に留意する。

- (1) 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択させた研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、センターによる管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。
- (2) 事務職員は、専門的能力を持って競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究行為を目指した事務を担う立場にあるとの認識を持つこととする。
- (3) 競争的資金等の運営・管理に関わる構成員は、確認書（様式1）を所長へ提出することとし、一定の取引実績やリスク要因等から必要と考慮された取引業者に、誓約書（様式2）の提出を求めることとする。

3 事務処理手続きに関する相談受付窓口

総務課に置く。

4 告発等の取扱い

- (1) 競争的資金等の不正使用に関する通報については、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」、「職員に係る公益通報の取扱いに関する要綱（平成18年4月1日施行）」及びその他関係法令等に定める告発者の保護規定を遵守して、基本的人権の保護を担保できる窓口の設置をセンター内外に周知する。
- (2) 告発等を受けた場合は、総括管理責任者に報告を行う。また、総括管理責任者は、告発の内容を直ちに、最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を対象となる資金分配機関に報告する。
- (4) 最高管理責任者は、告発等の調査が必要と判断した場合は、「職員に係る公益通報の取扱いに関する要綱（平成18年4月1日施行）」に従い報告するとともに、公正かつ透明性の確保の観点から、必要に応じてセンターに属さない第三者（弁護士、公認会計士等のセンター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないもの）を含む調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。また、調査の実施に当たっては、調査方針、調査対象及び方法等について、当該配分機関に報告、協議するととも

に、受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を配分機関に提出する。

調査の過程であっても、不正の事実が一部確認された場合は、配分機関へ報告する。併せて、配分機関の求めに応じて、調査の終了前であっても進捗状況報告及び中間報告書を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(5) 調査中における一時的執行停止

最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象研究費の使用停止を命ずることができる。

(6) 違反行為があった場合の取扱い

「山口県環境保健センターにおける競争的資金等の運営及び管理に関する要綱」第 10 条による。

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止する。

1 研究員等への順守事項の徹底

この方針及び「山口県会計規則（昭和年 4 月 1 日山口県規則第号）」並びにその他関係法令等について、不正行為防止等の周知徹底を図るための説明会等を開催する。

2 防止計画推進部署

総務課に置き、次長をあてる。

第 4 節 研究費の適切な運営・管理活動

他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理を行う。

1 発注・研究業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステム

【発注業務】

「山口県物品管理規則（昭和 39 年 4 月 1 日山口県規則第 57 号）」のほか、「山口県環境保健センター科学研究費助成事業・厚生労働科学研究費補助金等・日本医療研究開発機構研究費等 執行事務処理要領」による。

【研修業務】

「山口県環境保健センターにおける競争的資金等の不正防止計画」による。

2 不正な取引に関与した業者への対応

「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」による。

第5節 情報発信・共有化の推進

ルールに関する情報をセンター内の関係者に周知するとともに、センターの内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

- 1 使用ルール等に関する相談受付窓口
総務課に置く。
- 2 通報（告発）の受付窓口
次長をあてる。

第6節 モニタリングの在り方

センター全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

1 センター全体の視点から監査体制

「山口県監査委員条例（昭和28年山口県条例第10号）」及び「山口県環境保健センターにおける競争的資金等の執行事務処理要領」のほか、別途内部監査に関する要領を定める。

附則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

管理・監査体制等

○山口県環境保健センター

最高管理責任者	所長
統括管理責任者	次長
副統括管理責任者	企画情報室長
コンプライアンス推進責任者	保健科学部長 環境科学部長
コンプライアンス推進副責任者	保健科学部副部長 環境科学部副部長

事務処理手続きに関する相談受付窓口	総務課
防止計画推進部署	総務課
使用ルール等に関する相談受付窓口	総務課
通報（告発）の受付窓口	次長

(様式1)

科学研究費助成事業・厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費等の使用にあたっての確認書

山口県環境保健センター所長 様

科学研究費助成事業・厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費等による研究を遂行にあたり、補助条件等を理解しこれを遵守いたします。

また、科学研究費助成事業・厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費等が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、運営・管理、研究において規則を遵守し、不正行為を行わないこと、また規則等に違反して、不正を行った場合には、センターや配分機関の処分及び法的な責任を負担することを約束いたします。

年 月 日

機関名

住所

役職・氏名
(自署)

(様式2)

誓約書

当社(当法人)は、山口県環境保健センターとの取引に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 山口県会計規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- 2 山口県環境保健センター内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 山口県環境保健センター構成員(研究員、その他関連する者)から不正な行為の依頼等があった場合には、通報(告発)の受付窓口に連絡すること。

年 月 日

山口県環境保健センター所長 様

住所：

社名：

代表者役職・氏名：

印